

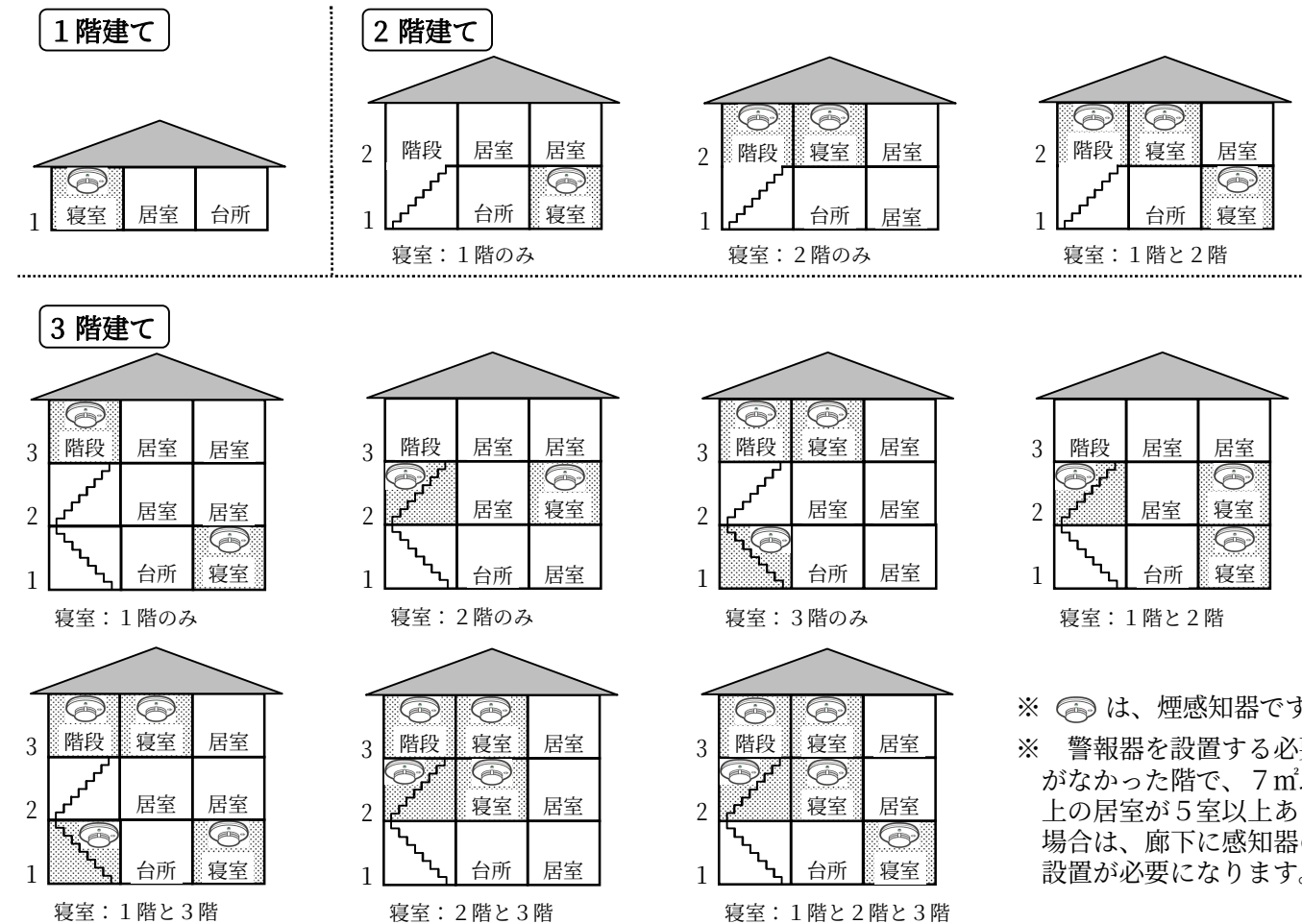
消ちゃんの防災アドバイス（住宅防火編）

～住宅用火災警報器を設置しましょう～

平成16年6月2日に消防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となりました。この改正を受け、伊都消防組合では火災予防条例を改正し、新築住宅には平成18年6月1日から設置が必要となりました。また、既存の住宅については、5年間の猶予期間を設け平成23年6月1日から設置が必要となります。



設置する場所は、寝室や階段などになります。下の図を参考に自分の家のどの場所に設置が必要なのか調べてみましょう。（※不明な点については、伊都消防組合にお問い合わせください。TEL 22-0119）



※ は、煙感知器です。
 ※ 警報器を設置する必要がなかった階で、7㎡以上の居室が5室以上ある場合は、廊下に感知器の設置が必要になります。

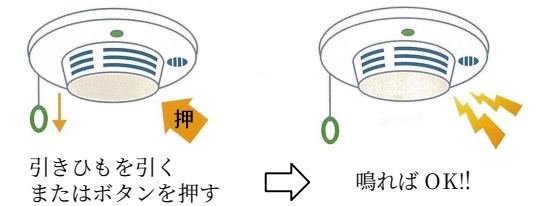
住宅用火災警報器は、維持管理が大切です！

住宅用火災警報器は、火事を見つけたときにこそ正しく働かなければなりません。電池切れや故障のままでは、せっかく取り付けした住宅用火災警報器が火災発生時に動かないことになります。「いざ」というときのために住宅用火災警報器がきちんと働くよう、日頃から点検とお手入れをしておきましょう。

点検

最低限、1年に1回程度、作動点検しましょう。また、次の時にも必ず作動点検をしてください。

- 初めて設置したとき
- 設置場所を変えたとき
- 掃除したとき
- 長い間留守したとき
- 故障や電池切れの疑いがあるとき



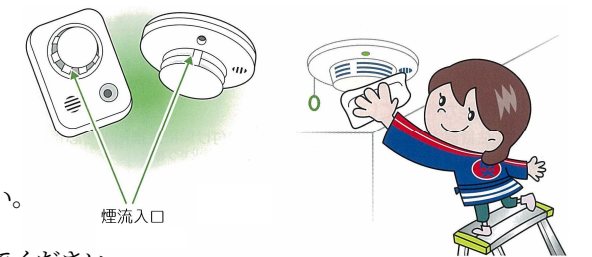
※ 点検方法は、ひも式とボタン式があり、機種によって異なります。取扱説明書を確認してから点検してください。

お手入れ（掃除）

住宅用火災警報器にほこりやクモの巣が付くと、火災の煙を感知しにくくなります。

1年に1回は、乾いた布でふきとりましょう。

※注意 煙流入口をふさいだり、傷付けないようにしてください。
 水洗いもいけません。
 ペンジン、シンナーなどの有機溶剤は絶対に使わないでください。



火災以外で鳴る場合

住宅用火災警報器は、火災以外でも鳴ることがあります。その主原因として故障や電池切れが挙げられます。

（1）故障の場合

故障は警報音と警報ランプで知らせます。メーカー・機種でも異なりますので、説明書などで確認しておきましょう。

（2）交換期限が過ぎている

住宅用火災警報器の交換期限は、機種により異なります。

◎ 自動試験機能がついていないタイプ

交換期限は住宅用火災警報器本体に表示されています。取り付け時に交換期限を必ず確認し、表示された交換期限がきたら本体ごと交換してください。

◎ 自動試験機能が付いているタイプ

自動試験機能付きの住宅用火災警報器は、表示された交換期限、または機能の異常警報が出たときに交換してください。

（3）その他

◎ 表示されている有効期限の前に電池切れとなった場合、電池の過度な消耗のほか、本体の不良・不具合などによる故障も考えられます。

◎ 住宅用火災警報器は、火事の煙以外にも、湯気やほこりなどを感知してしまうことがあります。